

平成 16 年 10 月 29 日

新潟県中越地震における対応(ご契約の特別取扱い、支援物資の提供)について

新潟県中越地震により被災された皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

朝日生命保険相互会社（社長 藤田 譲）では、新潟県中越地震発生後、地域災害対策本部（社内）を設置し、被災状況の情報収集、現地への指示連絡等に努めるとともに、新潟県中越地震災害対策本部、外部団体とも密に情報連携を図り、被災地域への対応を順次、検討・実施してまいりました。

今般、被災地域でのご契約に対する特別取扱い、支援物資の提供について、以下のとおり、実施することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1．災害救助法適用地域でのご契約の特別取扱いについて

保険料払込猶予期間の延長について

被災されたご契約者よりお申出があった場合には、保険料のお払込を猶予する期間を最長 6 か月まで延長いたします。

保険金・給付金・契約者貸付金等の簡易・迅速なお支払いについて

保険金・給付金・契約者貸付金等のお支払いについて、お申し出により、必要書類を一部省略する等、簡易・迅速な取扱いを実施いたします。

地震による免責条項の不適用について

地震による免責条項は適用せず、災害関係保険金・給付金の全額をお支払いいたします。

詳細につきましては、下記のご相談窓口までお問い合わせください。

ご相談窓口 お客様サービスセンター 0 1 2 0 - 7 1 4 - 5 3 2

新 潟 支 社 0 2 5 - 2 4 3 - 6 9 1 2

2．被災地域に対する支援物資の提供について

被災地域・被災者救援を目的として、新潟県中越地震災害対策本部からの非常用食糧支援の要請の下、「カンパン約 5,000 缶」を提供することといたしました。